

## 第2回 木曾川地域審議会議事録

日時 平成18年3月30日(木) 午後1時30分より  
場所 木曾川庁舎 3階 第1委員会室  
出席者 ・地域審議会委員 10名  
・行政側 一宮市長、企画部参事、企画政策課長、同副主監、  
教育文化部次長、まちづくり課長、同主監、  
地域ふれあい課長  
・事務局 木曾川事務所長、総務管理課長、同副主監、

### 1 開会

#### 【会長】

本日は、大変お忙しいところ、委員の皆様には、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。  
ただいまから第2回木曾川地域審議会を開会いたします。  
開会にあたりまして、市長さんよりごあいさつをいただきます。

### 2 市長あいさつ

#### 【市長】

本日は、大変寒いなか、そして足元の悪いなか地域審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。  
あと1日で合併から1年経過しますが、私にとりましては短い1年でした。ここへきまして2市1町の様々な団体、子供会、老人クラブ、シルバー人材センター等統合の話しを進めてまいりまして、かなり一本化が進んでいます。木曾川町における連区制導入の問題につきましても区長さん等にお集まりいただき、お話しも煮詰まってまいりまして、ほぼ方向性が見えてきました。大変ありがたいことだと思っています。  
私どもでは、新市誕生記念事業を行っておりまして、17、18年度に渡って全市で展開しており、市民の皆様からご提案いただいた中から22の事業を選定して、一定の基準で少し助成をさせていただき、市としての一体感が早く高まるよう準備していただくわけですが、木曾川地区につきましても空手道の大会、剣道の大会と大変活発に行っていただいております。  
先日も木曾川東小学校で、前山口町長さんが脚本を書かれ、出演もされていましたが、「竜のふるさと」という当地の民話を題材にした大変すばらしい演劇で数百名の方が出演されておりました。いろいろとご努力いただきまして、早く一体感のある市となるよう今後ともお願いするとともに行政も頑張っていく所存でございます。  
地域審議会は非常に重要なお仕事でございます。今日は地域振興のための基金の活用に関する事項の諮問が一番目の議題となりまして、次に総合計画の策定についてのご説明になります。審議に入ります前に、一宮市行政改革大綱について少しご説明をさせていただきたいと思っております。(一宮市行政改革大綱の冊子に基づき 説明)  
以上、ご挨拶にかえて説明させていただきました。ありがとうございました。

### 3 議題

#### 【会長】

ありがとうございました。それでは、議事進行に入らせていただきます。  
市長さんより、「地域振興のための基金の活用に関する事項」の諮問をいただくということでございますので、よろしくお願いいいたします。

#### 【木曾川事務所長】

それでは、市長より諮問書を会長へお渡し願います。

【市長】 (諮問書を読上げて手渡し)

木曾川地域審議会  
会長 葛谷 昭吾 様

一宮市長 谷 一夫

諮 問 書

地域審議会の設置等に関する協議（平成 16 年 9 月 24 日議決）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、下記事項について貴審議会の意見を求める。

記

1 地域振興のための基金の活用に関する事項

地域振興基金の運用から生ずる収益は、旧市町から引き継いだ「まつり事業」実施に係る経費の財源に充当して活用すること。

（活用の理由）

「まつり事業」は、地域の伝統・文化に根ざしたものであり、地域の特色 を活かしながら、市民の連帯が図られ、地域振興・まちづくりに資する事業であるため。

【会長】

ありがとうございました。

ただいま、市長さんから本審議会に諮問がなされました。

審議に入る前にお願いしたいと思います。

本日出席の市長さんにおかれましては、職務の都合により「（1）諮問について」が終了後、退席されますのでよろしく申し上げます。

それでは、企画政策課長から諮問内容について説明をお願いします。

【企画政策課長】（諮問内容について説明）

企画政策課長の細江と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の写しと記載のある諮問書をご覧ください。地域審議会の設置等に関する協議第 3 条第 1 項第 3 号の規定により下記事項について地域審議会の意見を求めるものでございます。

恐れ入りますが、お手元の資料 2「地域審議会の設置等に関する協議」をご覧ください。第 3 条に地域審議会の所掌事項が記載してございます。「審議会は、その所管区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。」と規定されており、今回は、「(3)地域振興のための基金の活用に関する事項」についての諮問でございます。

地域振興基金の活用について、お手元の資料 1 をご覧ください。1.として新市建設計画における地域振興基金の位置づけが記載してあり、2.の方に基金設置の目的が記載してあります。これにつきましては資料 2 の裏面をご覧ください。下の方に、「一宮市地域振興基金の設置及び管理に関する条例」がございまして、基金は条例の制定事項でございまして、第 1 条に「一宮市における市民の連帯の強化又は地域振興に要する経費の財源に充てるため一宮市地域振興基金を設置する。」と設置目的、活用方法が記載してございます。

第 4 条に「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。」と基金の運用につきましては、元本保証、有利な方法により行うことと規定されています。

恐れ入ります。資料 1 の 3.基金の種類等に戻っていただきまして、基金すなわち積み立てたお金を運用して生ずる収益の活用、つまり運用益を旧市町の地域振興や地域住民の一体感の醸成のための費用の財源にするということでございます。そして、基金の積立額は 4.の 20 億円で、運用益につきましては 5.の 1 年間で 2,370 万円でございます。今月 3 月 13 日に積み立てておりまして、10 億円ずつ 2 つに分けまして、一つは名古屋市の市債、もう一つは金融商品で運用し、半年ごとに運用益が収入できる予定であります。

運用益につきましては、昨年 6 月の積立金の予算計上時は数十万から数百万の見込みであったものが、市債等運用方法の拡大あるいは金融情勢の変更によりまして、お示した額に大幅増加となりました。また、2 つに分けましたのは、今後、量的緩和の解除など金融情勢の変更により金利の上昇が見込めるため、名古屋市債という長期運用、これは 10 年間でございまして、金融商品という中期運用、これは 3 年間でございまして、という方法をとった訳であります。

6.に他都市の運用益の活用状況が示してございます。やはり、歴史のある、皆が参加できるイベント的の事業に活用されているようでございます。

7.に基金の活用の諮問内容ということで、旧市町のまつり事業に運用益を充当としてございます。18 年 3 月に基金を積み立てて、運用を決定して、運用益がどれくらいあるか分かったという状況でございまして、既に 18 年度予算は内容が決まっている段階でございまして、その中から基金の運用益の充当にふさわしい事業は何かということで、旧市町のまつり事業を基金の活用先とさせていただきます。旧市町のまつり事業とは、びさいまつり、一豊まつり、七夕

まつりなどでございます。なお、18年度は、先ほど申し上げましたように予算内容が既に決定している状況でございますので、基金の運用益を充当することにより財源は変更になりますが、負担金等事業費の金額が変わるということではございませんのでご承知おきいただきたいと思います。

恐れ入ります。諮問書に戻っていただきまして、1の地域振興のための基金の活用に関する事項で、地域振興基金の運用から生ずる収益は旧市町から引き継いだまつり事業実施に係る経費の財源に充当して活用することとして、活用の理由は、地域の伝統、文化に根ざしたものであり地域の特色を活かしながら、市民の連帯が図られ、地域振興、まちづくりに資する事業であるためということで諮問をさせていただいております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。では、ただいまの説明に対して審議をお願いいたします。質問がございましたらお願いします。

【委員】

一豊まつりですが、昨年は1,100万円の予算で、そのうち約300万円の万博予算が含まれていましたので、18年度は300万円を減額した予算になっています。運用益の充当費の増額からすると、大河ドラマでの周囲の関心もありますので、せめて、昨年並み程度の事業費の増額をしていただけたらと思います。

【企画政策課長】

ただいまお話がありましたように、17年度につきましては、予算ベースでは、一豊まつりは500万円ですが、愛知万博事業がありまして予算額が大幅にアップしていました。18年度につきましては、万博事業分がなくなりまして500万円がベースとなります。一豊まつりについてはNHK大河ドラマで大変盛り上がっています。当市においては一豊サミットの開催もしましてご協力いただきました。予算につきましても、従来の500万円に220万円アップしまして720万円となっております。今回、基金の運用益の金額が出まして、その分を充当の関係で事業費の増額へあてられないかというご意見をいただきました。

今回は2,370万円の運用益が見込まれました。昨年の予算計上段階では数十万円から数百万円の予定でしたが、情勢が変わりまして今回大幅アップとなりました。しかし、事業予算については、基本的に十分検討して査定した結果により必要な額を計上しているところであり見直すべきものは見直して予算化してあります。大河ドラマ等の関係もいろんな要素を考えながら検証したうえで事業費が算出してあり、その結果前年度との差が生じています。財源的に増えているから単純に事業費を増額することは、考えにくいと思っております。

一宮七夕まつり、尾西まつりの事業予算についても、いろいろと検討したうえで、減額となっておりますので、ご意見はごもっともですが、財源が増えたことによる事業費の増額はなかなか難しいと考えていますので、よろしく申し上げます。

【委員】

これだけの運用益があれば、充当額を増額して貰ってもよいと思ったのですが、難しい面もあると思います。500万円の事業予算は2~3年前で、昨年は800万円+300万円で1,100万円でした。3年前は500万円で逐次増えてきたと思います。

【木曾川事務所長】

逐次増えてきた予算は、2年前の万博予算で増額したもので、500万円の定額から増額しまして最終的に1,170万円になったものであります。従って、18年度は万博がなくなったため減額されたものでござりますのでご理解願います。

【委員】

一宮七夕まつり、尾西まつりの予算を教えてください。

【企画政策課長】

一宮七夕まつりについては、17年度が4,600万円、18年度4,400万円です。尾西まつりは、17年度が2,373万円、18年度は1,600万円で、773万円の減額となっております。いろいろと検討した結果の額です。

一豊まつりは、万博の関係で補助金があり、市の関係で300万円、県の関係で300万円、団体から70万円ありまして、1,170万円になったと記憶しております。

【委員】

運用益の2,370万円は、一宮、尾西、木曾川で割り振るということですね。

【企画政策課長】

財源の充当につきましては、包括的に考えまして、旧木曾川町、旧尾西市、旧一宮市の区域が対象になります。その中の「まつり事業」ということで一豊まつり、尾西まつり、一宮七夕まつりで行います。どこの分で分ける事は考えていません。全体として2,370万円で活用することで考えています。

【会長】

審議が尽きたようですので、ここで、まとめさせていただきます。諮問内容といたしましては、「地域振興のための基金の活用に関する事項」として「地域振興基金の運用から生ずる収益は、旧市町から引き継いだ「まつり事業」実施に係る経費の財源に充当して活用すること。」とありますが、木曽川地域審議会の答申としましては、「地域振興基金の活用については、諮問のとおり決定することを適当と認めます。」としてよろしいでしょうか。

(異議なしとのことば)

答申書につきましては、後日この内容を文面にしまして、会長の署名により一宮市長さんに提出したいと思っております。これで「(1)諮問について」の審議を終了いたします。市長さんにおかれましてはここで退席となりますのでよろしく申し上げます。

【会長】

次に「(2)総合計画策定について」を議題とさせていただきます。先にご配布しました第6次一宮市総合計画市民アンケート調査報告書をご参照ください。それでは企画政策課長から説明をお願いします。

【企画政策課長】 (総合計画策定について説明)

それでは、総合計画の関係についてご説明させていただきます。

資料2をご覧くださいと思います。「地域審議会の設置等に関する協議」の第3条に諮問事項がございますが、第4号で「新市の基本構想の作成及び変更に関する事項」が規定してございます。基本構想というのは、まちづくりの基本理念でありまして総合計画の重要な構成要素であります。総合計画につきましては、広報一宮の昨年12月号で市長が考え方などをご説明いたしておりますが、従来のようにあれもこれもというように総括的にすべてを計画に載せるのでは無く、住民の方のニーズを十分に踏まえ、住民の方との協働による具体的で分かりやすい計画づくりをめざしてまいります。

お手元の資料「第6次一宮市総合計画策定方針」をご覧ください。1.趣旨の下から2行目のところで、「計画策定においては、合併時に策定した新市建設計画を踏まえた計画とするとともに、市民参加の手法を用い、目標管理ができる仕組みを取入れたわかりやすい計画づくりをめざしてまいります。」とされています。したがって、施策ごとに数値で測ることができる指標を設けて、その指標の現状値とともに、5年後、10年後の目標値を設定いたします。

例えば、「市のいたるところに緑があり、自然と調和した景観がある」という住民の方の要望に対しまして、1人当たりの都市公園面積という指標を設けて、現状は仮に4平方メートルであるが、5年後の目標としては5平方メートル、10年後には6平方メートルというように分かりやすくお示ししたいと考えております。

次に、先ほどの策定方針に戻っていただきまして、2.計画の構成でございますが、「本市の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成いたします。(1)基本構想は、本市のめざす将来像と、それを実現するための施策の基本的方向を明らかにするものです。(2)基本計画は、基本構想で定めた施策の基本的方向に沿って、本市の将来像を実現するために必要な基本的な施策の方向を体系的に明らかにするものです。(3)実施計画は、基本計画で示した基本的な施策の方向に沿って、年度ごとに実施する具体的な事業及び施策を明らかにしたもので、予算編成についての指針となるものです。」以上が計画の構成内容でありまして、策定方針の下から2行目をご覧くださいと、「尾西地域審議会・木曽川地域審議会に市長が計画案を諮問し、尾西地域・木曽川地域に関わる計画について答申を受けることとします。」と諮問について定めております。

続きまして、策定スケジュールにつきまして裏面を見ていただきたいと思います。総合計画の策定は表の上のところに表示してありますように平成17年度、18年度、19年度の3年間で行います。スケジュール表の上半分に市民の方が中心になって行っていただくこと、下半分に行政が行うことが記載してございます。17年度につきましては、上の段に記載してありますように、各世代、いろいろな職業の市民の方から意見をお聞きするグループインタビューを行いまして、そこで要望やまちづくりの課題を出していただき、それをもとに住みよい町、住みたい町をつくるにはどんなことが重要かなどの市民アンケートを行い、アンケート結果を公表し、皆さま方にも報告書を送付させていただきました。

現在は、アンケート結果から導き出された市民の方が望んでいる生活課題と行政として必要であると考えられる行政課題を合わせまして、下の段に記載してあります基本計画の素案の作成に取りかかっているところでございます。

18年度におきましては、公募市民の方約40名と市職員のプロジェクトチームメンバー等による会議を行いまして、基本構想の素案、基本計画の素案の検討、先ほど申し上げました指標と目標値の設定をいたします。そして、指標の現状値を把握するために、満足度などを尋ねる市民アンケートを9月か10月ごろに実施いたしまして基本構想案を決定し、さらに右端に記載してあります基本計画案を決定する予定でございます。

下の段になりますが、19年度におきましては地域審議会へ諮問し、パブリックコメントということで市民の方の意見を求め、総合計画審議会で審議をいたします。そういうものを経まして、最終的には3月市議会で基本構想の議決を受け第6次総合計画を決定してまいりたいと考えております。第6次総合計画の計画期間は平成20年度から29年度の10年間です。

それでは、市民アンケートについて簡単にご説明いたします。お手元の市民アンケート調査報告書の冊子をご覧くださいと思います。開いていただきまして1ページの2のところに市民アンケート実施までの流れが書いてございまして、にアンケートの各事項の作成方法が記載してあります。先ほど申し上げましたグループインタビューにつきましては12グループ、87名に集まっていたいただきまして、まちづくりの課題、生活課題を思いつく限り出してもらいました。また、市の広報や市のホームページでも意見を募集いたしました。このグループインタビューやホームページ、

広報などで出されました 886 項目の生活課題を内容別に整理しまして、10 個の住みよさのキーワードと 103 項目の生活課題にまとめ、これをもとにしてアンケートを行った訳でございます。

3 ページをご覧ください。2 調査方法等のところですが、調査対象は 18 歳以上の男女 6,000 人で、3 回収結果は、有効回収数 2,717 人、有効回収率 45.5%と、対象になった方には非常にお手間を取らせて申し訳ありませんでしたが、多くの方に關心とご協力をいただき、かなりアンケートの回収できましたので、一宮市全体の意向を示すアンケートになったというふうに考えております。

そして、既にお読みいただいたかもしれませんが、5 ページ以降に集計結果をまとめさせていただきましたけれども、主な内容につきましては、お手元の資料を見ていただきたいと思います。1 枚紙で第 6 次総合計画の策定に向けた市民アンケート調査結果についてというものをご覧ください。下の方にゴシックで見出しが書いてございまして、アンケート調査の主な結果というところの(1)優先度が高いとされた住みよさのキーワードが「快適から、安全・安心、健全、便利、育み、活気」の 6 つです。これは、アンケートによって皆さんに選んでいただいたものです。(2)で住みよさのキーワードを実現するうえで重要度が高いとされた生活課題をキーワード別に整理したものが 41 項目ございます。これらが皆さま方にアンケートで選んでいただいた重要度のある生活課題でございます。

そして、裏面の下のところに今後の予定とございます。市民アンケートの結果、重要度が高いとされた生活課題 41 項目は、市が優先的に実施する施策として総合計画の中に取り込んでまいります。なお、生活課題にないことで、市として優先度が高いと判断する施策は、追加して総合計画の施策としてまいります。これを一覧にまとめた表が、お手元の A3 の生活課題マトリクスでありまして、上のところに住みよさのキーワード、左のところに 7 つの礎と書いてございます。これは、新市建設計画で決められました 7 つの礎であります。こういう形で先ほどの 41 の生活課題、施策を分類しております。例えば、生活環境の整備の 2 つ目を見てください。先ほど申し上げました「市のいたるところに緑があり、自然と調和した景観がある」という要望につきましては、快適というキーワードと生活環境の整備というところに該当しておりまして、今後、その実現のためにどんな事業を行うかを検討していく訳でございます。

何分現段階では策定途上でありまして、お示しするものもまだ一部であります。また、内容、表現する文言なども今後詰めてまいりまして、きちんとした形で計画していく予定でございます。したがって、現在は非常に分かりにくい状況ですのでご容赦いただきたいと思います。しかしながら、このように市民の方のニーズを把握し、市民の方との協働を図り、行政として責任を持って策定していくことを少しでもご理解いただければと考えていますのでよろしくお願いたします。以上、簡単ではございますが終わらせていただきます。

【会長】

ありがとうございました。ただいまの説明内容について、ご質問があればお願いいたします。

【委員】

回収結果ですが、回収率 45.5%は良いほうですか。

【企画政策課長】

これについては、50%いっているとの見方もできますが、以前企画政策課で一宮ナンバーのアンケートを取りましたが、わずかな項目でも回収率は 50%でした。今回のアンケートは 100 項目以上の内容があり、しかも複雑な聞き取り方法のアンケートでしたので、問合せもいただきました。苦情については、項目数が多い、手間がかかる、聞き方が重複している等のご批判、ご意見をいただきましたけれども、アンケートは提出していただきました。

100 項目以上にわたる手間の掛かるアンケートで、これだけの回収率は他の例と比べても非常に高いといえます。それだけ「まちづくり」に関心がある方が多いといえます。

また、アンケートでは個々の意見を書いていただきました。方向性、目標を決める場合、一人の意見ではいけませんので多数の意見が必要です。ただし、目標を達成するための方法とか手段等の意見があれば、一人の意見でもどんどん取入れていければよしと考えています。

今回は、いろいろなお意見、ご提案をいただき、また、多くの方々からご回答をいただき、ご意見もいただきましたので、よかったと考えております。

【委員】

アンケートの項目がやはり多いので、もう少し簡単にすると回答するほうもやりやすいと思います。

【企画政策課長】

今後もアンケートはありますので、もう少し項目を減らし、聞き方を簡潔にする方法を考えてできる限り改善したいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

【委員】

アンケート作成の過程でグループインタビューがありますが、一種のプレストーミングみたいなものですか。

【企画政策課長】

一つの手法として提案していただいたのですが、12 グループということは、12 回開催したということです。方向性としては、集団を対象として、たとえば、団体をピックアップして団体のなかで意見を集める手法があります。しかし

今回は、この手法をとりますと意見が偏ることがありますので、いろんな階層の方をまったく任意にお願いして集まっていたきまして、それぞれの方から、住みよい町、住みたい町ということで、できるだけ色々な意見を言っていたきまして、集約するという方法です。つまり、施策の策定のなかで市民の立場にたって、市民のニーズをすべて洗い出すという観点に立ちましてグループで話をさせていただきました。

【委員】

職域に偏ったグループとランダムに集めたグループがあるということですか。

【企画政策課長】

ランダムに集めたグループだけです。1つのグループには個人が任意に入っていますので、集団では入っていません。

【会長】

質問が無いようですので次に移ります。

次に、「(3)その他」でございます。事務局の説明をお願いします。

【木曾川事務所長】

その他としまして、第1回地域審議会において、発言がありました主な案件について担当各課より説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

最初にまちづくり課より「木曾川町区域の市街化調整区域及び都市計画区域の見直しについて」、次に教育文化部より「体育施設の確保について」、最後に地域ふれあい課より「連区制について」です。

職員を紹介します。向かって左より教育文化部 杉村次長です。まちづくり課 篠田課長です。同じく大宮主監です。地域ふれあい課 牧野課長です。

よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、「木曾川町区域の市街化調整区域及び都市計画区域の見直しについて」まちづくり課より説明をお願いします。

【まちづくり課長】 (説明)

まちづくり課は、木曾川区域でいいますとJRの木曾川駅の駅周辺、橋上駅、自由通路、駅前広場の整備事業を行っています。名鉄駅のバリアフリー化については、名鉄の事業ですが、市が補助を行っています。昨年、生産緑地については、木曾川地域の方々のご理解、ご協力をいただき、生産緑地の認定を行うことができました。ありがとうございました。

それでは、資料に基づき木曾川区域の市街化区域、市街化調整区域について説明します。

市街化区域、市街化調整区域につきましては、昭和43年に都市計画法が改正されました。

木曾川町区域に対して、一宮市が合併したわけですが、都市計画図面には尾張西部都市計画図となっており、合併した2市1町が尾張西部都市計画区域を構成しています。

都市計画は広域的に実施しています。昭和43年に法改正した時は高度成長時代で、住宅がどんどん増えてスクローク化というか市街地が徐々に拡大し虫食い状態になることをスクローク化といいます。それを防ぐために市街化いわゆる人が住む開発する区域と開発を抑制する区域をわけるために市街化区域、市街化調整区域を区分したものです。

都市計画図面で説明します。行政区域と同じ面積が都市計画区域で、11,391ヘクタールです。図面に色が塗ってあるところが市街化区域でして、色のないところが市街化調整区域になります。

市街化調整区域は、7,589ヘクタールで市街化区域の倍ほどになっています。色分けは用途地域になっています。赤色は商業系、青色は工業系、黄色、緑色は住居系になっています。

合併前の2市1町の市街化区域の面積割合は、旧一宮市が2,585ヘクタールで31.4%、旧尾西市は723ヘクタールで32.9%、旧木曾川町は494ヘクタールで52%になっています。木曾川町は面積が少し狭く半分以上が市街化区域になっています。

前回の地域審議会での質問等を拝見しましたが、木曾川地区の中心地区が市街化調整区域になっており、今後、市街化区域に成らないかということですね。

市街化調整区域を市街化区域に編入するということに関しましては、広域的な都市計画ということで愛知県としては方針とか統一的な見方を持っています。二つほど大きな要件がありまして、一つ目は、総合計画である都市計画のマスタープランがありますが、将来の市街化区域の位置付けとして、理論付けが必要であります。将来の人口増加に伴う宅地供給が何ヘクタール必要かというようにマスタープランに位置づけます。

二つ目は、マスタープランに市街化区域を設定するには、面整備のための土地区画整理が必要になります。旧一宮市については、市街化区域の約43%が土地区画整理を行っています。旧尾西市、旧木曾川町については土地区画整理を行っていません。土地改良事業は農業的な改良基盤整備で当てはまりませんが、まず、土地区画整理事業を行える状況であるということであれば市街化調整区域を市街化区域に編入することはできません。土地区画整理事業を行うには地域のみなさんの70%近い賛同が必要ですので、土地区画整理へのご理解をいただき実施できる状況になって市街化区域への編入ができるということですので、一つ大きな問題があります。

今後のことですが、平成 22 年度に市街化区域、用途地域の総見直しが愛知県一斉にあります。現在は人口の減少、交通量の減少がありますので今後見直していく方針があります。市は平成 22 年度の大きな見直しに間に合わせるために都市計画のマスタープランの作成を都市計画の総合計画に整合させるということで、18 年度から 3 カ年の 18、19、20 年度の実施を計画しています。3 年のうち、1 年近くは地域の皆さんの意見を聞く場を持ちたいと思っています。たとえば小学校区、中学校区での説明会、ワークショップを実施してまちづくりのご意見を聞き、都市計画マスタープランに反映させていくということで平成 22 年の見直しをしていきたいと考えております。以上です。

【会長】

ありがとうございました。ただいまの説明内容について、ご質問があればお願いいたします。

【委員】

見直しについては、5 年ごとの見直し方針がありますが、平成 22 年度は大きな見直しということですか。

【まちづくり課長】

5 年ごとの見直しは小さな見直しでして、10 年ごとにも市街化区域の見直しはありますが、平成 22 年度は総見直しで、社会事情の変化に伴う大きな見直しとなっています。

【委員】

木曾川町地域は、市街化区域の率は大きいですが、木曾川庁舎前の道路沿い、西尾張中央道沿いなど幹線道路沿いに市街化区域が少ないことが問題です。

【まちづくり課長】

先ほど説明しましたように、今後、説明会等でご意見をお聞きしながら進めたいと考えていますのでよろしくお願ひします。

【会長】

よろしいですか。それでは「体育施設の確保について」教育文化部より説明をお願いします。

【教育文化部次長】 (説明)

旧木曾川町での体育施設の確保については、スポーツ団体の中での話し合いにより確保されていたと思われませんが、合併後は、全市民を対象とした公平な貸出し運営をすべきであります。

一宮市の定期利用団体においては、体育施設の調整会・抽選会にて会議を確保し活動しています。

このような状況においても木曾川の団体に対しては、柔軟な対応を行っています。

木曾川町においては、従来より種目別スポーツ教室を開催しており、合併後 1 年目の平成 17 年度については年度当初から会場を確保し支障なく実施できるようにしています。

また、平成 18 年度以降につきましても、総合型地域スポーツクラブとしてスポーツ教室等子どものスポーツ活動が予定されており引き続き会場の確保について配慮していきたいと思っています。

よろしくお願ひします。

【会長】

ありがとうございました。ただいまの説明内容について、ご質問があればお願いいたします。

【委員】

木曾川町で文部科学省が進めている総合型地域スポーツクラブを立ち上げまして、日体協育成の指定を受けました。スポーツ課のご理解をいただきまして、総合型地域スポーツクラブの継続的、定期的な活動が一つの主題になっています。今後ともご理解いただきまして 18 年度以降についても定期的な活動ができますようよろしくお願ひします。

【会長】

よろしいですか。それでは「連区制について」地域ふれあい課より説明をお願いします。

【地域ふれあい課長】

資料に基づき、連区制についてご説明いたします。

1 旧一宮市、旧尾西市、旧木曾川町の町内組織のちがいについて別紙により説明

[\(別紙 1 \(本文 13 ページ\) 旧 2 市 1 町における町内組織の現況参照\)](#)

2 旧一宮市、旧尾西市、旧木曾川町の町内組織の交付金等のちがいについて別紙により説明

[\(別紙 2 \(本文 14 ページ\) 旧 2 市 1 町における町内組織・交付金等の比較参照\)](#)

3 旧一宮市の連区組織の運営について別紙により説明

[\(別紙 3 \(本文 15~17 ページ\) 連区各組織と市との関係参照\)](#)

4 区長 10 名による 6 回にわたる区長会議の合意事項について説明します。

(1) 従来の木曾川町地区の自治組織(「区及び町内会」)の形態を尊重します。

- (2) 木曾川町地区についても一宮市の他の地区と同様に連区制を導入します。
- (3) 木曾川町地区の連区の数、1連区とします。
- (4) 市行政に関して連絡調整をつかさどるのは、原則として町内会長とします。  
町内会長のみを非常勤特別職の公務員として市から委嘱します。  
町内会長に対し報償費等を支給します。  
年1回(おおむね4月)市主催の木曾川連区の町内会長会を開催します。  
広報及び文書については、従来どおり市から町内会長のもとに送付します。  
区長の役割は、各区における位置づけによるものとするが、木曾川町地区において連区制が定着するまでの間は、木曾川町地区全体に影響する市の事務事業の遂行に関し、市との連絡調整を担う。市は、その役割に資するため、町内会長に送付した文書については、区長にも送付する。
- (5) 町会長連区代表者(連区長)の選出についてです。  
連区長は町内会長の代表者ということで、町内会長の中から選ばれるのが本来であります。しかし、木曾川町地区においては、従来から区長と町内会長という2つの役職があり、それぞれが地域の代表者として選出されていることから、連区長選出にあたっては、双方の意向が反映される必要があると思われまます。  
そのため、町内会長のみならず、町内会長の身分を保有しない区長を含めた候補者の中から選出された方を町内会長の代表者として位置づけることとします。  
そこで当分の間の木曾川町地区の連区長の選出の方法を次のようにします。  
区長会において、事前に連区長の候補者を決めておいていただきます。  
木曾川町地区の町内会長会の構成員を区長(10名)と町内会長(84名)の94名(兼務がないとして)とします。  
総勢94名で町内会長会を開催し、連区長を決定します。  
町内会長会において、多勢で突然に連区長を決定するのは難しいと思われまますので、事前に区長会で候補者を選んでいただくということとして、区長会の候補者を町内会長会に押付けるということではございません。
- (6) 平成18年度の連区制の試行についてですが、町内会長会を始め地域ふれあい課所管の地域交通安全会や防犯協会各支部の活動について、連区制を念頭においた形で実施します。  
なお、この合意事項については平成18年2月15日開催の木曾川町地区町内会長会議において承認されております。以上です。

**【会長】**

ありがとうございました。ただいまの説明内容について、ご質問があればお願いいたします。

**【委員】**

あまり詳しくはわかりませんが、色々お聞きしまして、連区制は導入するが、区長さん、町会長の今までの形態は持続するということでしょうか。

**【地域ふれあい課長】**

現在は、区長さん、町会長さんが自治組織を運営してみえるわけですが、永い歴史に基づいて活動してみえますので、それを崩すことはできないと思います。現状の区、町内会をそのままにして連区制を導入していただくということです。旧一宮市でも昔からの区を取り入れた方法で連区制をとっている町内会もございますので、今までの自治組織を根底からひっくり返してまで連区制を導入するつもりはありません。

**【委員】**

今現在の区長さんと、打ち合わせ会などは行っているのですか。

**【地域ふれあい課長】**

すでに6回の区長会を開催しています。区長さんからは町内会長さんにも合意事項を知っていただきたいということで2月15日の町内会長会議で説明をして承認していただいています。

新年度については、区長さんも町内会長さんも新たに選出されますので、4月27日に新しい区長さん、町内会長さんに集まっていただき会議を開催しましてあらためて説明させていただく予定でございます。

**【委員】**

私の住んでいる区で重要な事件がありましたが、監査はどうなっていますか。

**【会長】**

監査は区でそれぞれ行っていますので市には関係ないですね。

**【委員】**

区長さんどうしの話合いはあるのでしょうか。



【会長】

相談することはありますね。区長で解決することになります。

【委員】

区長制度は当分の間ということですが、何年という目途はたっていますか。

【会長】

何年ということは決まっています。

【地域ふれあい課長】

連区長制については、合併後、概ね3年間で調整することになっていきますので目標としては19年度に連区長制をとれないかと思っています。

【委員】

区長制度はいつまでつづくのですか。連区制が定着したら区長は廃止になるということですが。

【地域ふれあい課長】

それはそれぞれの区におまかせしています。指導はしません。

【会長】

私の区については、祭り等については区長が中心になっていて、町内会をとりまとめる区長は必要だと思いますが、区長をなくすのなら町内会長の中から代表を選んだらどうかと思います。

【委員】

木曾川については、区の財産を所有しているところもありますので一概に区をなくすのは難しいと思います。

【企画部参事】

基本的には今までの各地区の組織を変えたり、なくすつもりは毛頭ありません。旧木曾川町のときは区長さんと町内会長さんに対して報酬をお支払いして、それぞれに連絡いたしまして住民とのパイプ役をお願いしていたところです。今後、連区制をとりますと市の行政としてお願いするのは町会長さんが主体であって、区長制を残されても市との関係は最終的にはなくなります。連区制が定着するまでのしばらくの間は市から区長さんへの連絡は差上げます。区長さんへの報酬の支払いはできませんが、区長さんを残されてもかまいませんし、なくされてもかまいません。各区で対応していただければよいのですが、市の行政とのつながりは制御されることになりますのでよろしくお願いします。

【委員】

連区長の役割について、防犯協会支部とか連区公民館とかいろいろありますが、すべて連区長が責任をもつのですか。

【地域ふれあい課長】

すべてではありません。連区関係団体は15団体ありますが、そのうち、女性の会、民生委員協議会、児童育成協議会、老人クラブ連合会などは連区長が代表者を兼務しているということはありません。また、連区公民館については、連区長が直接運営には参加していませんが公民館長については連区長が推薦しています。

【委員】

公民館長の役割は何でしょうか。

【地域ふれあい課長】

連区公民館の運営につきましては、各種講座の開設等の協議をする推進委員がみえますが、そのとりまとめ的な存在が公民館長です。民間の方です。

【教育文化部次長】

公民館長につきましては、旧木曾川町では教育長が兼務していました。一宮市の連区の公民館長につきましては、民間の方を連区長よりの推薦により、教育委員会が任命しています。

公民館長の元に運動部、文化部等の部会がありまして成人講座、体育祭等の各種事業を行っています。この事業費について公民館長と教育委員会が委託契約を締結しています。

【委員】

公民館の責任の所在および指導的役割をしているのは教育委員会でしょうか。

【教育文化部次長】

公民館長と教育委員会の委託契約に基づき事業の責任は公民館長になります。また、教育委員会の公民館担当職員が公民館長の命を受けて各部会の推進委員と連携して事業の推進を図ることになります。

【委員】

木曾川町が一宮市になってから、木曾川公民館の利用にあたり、規制等により使えない等いろいろと問題があり苦情がありますが、市にはそれなりの理由があると思いますので、理由をしっかりと説明して納得してもらう必要があると思います。

【教育文化部次長】

木曾川公民館の利用については、旧木曾川町はある程度フリーで他の市町村内の団体等にも有料で貸出していました。合併後の一宮市の利用対象は、木曾川区域に存在する学習団体、クラブ活動等に対するもので無料により貸出しています。会社単位の利用はご遠慮願っています。会社単位の場合は、体育館、スポーツ文化センターの会議室を有料でご利用していただいております。

【委員】

公民館と、体育館、スポーツ文化センターの会議室の使いわけが住民ははっきりわかっていないため、住民にしっかり伝えてほしいと思います。

【教育文化部次長】

木曾川庁舎 2 階に公民館担当が常駐しておりまして申請もできますので、ご相談していただければありがたいと思います。

【委員】

尾西地区は、いくつの連区になりますか。

【地域ふれあい課長】

最終的な結論ではありませんが、尾西地区には 51 の区組織がありまして過去から 6 の地域に分かれて運動会等をしてきていますので、6 の声が出ています。地域によっては財政的に苦しいところもありますので、これから 18 年度において話し合いを続けて行きたいと思っています。

【委員】

連区という言葉は、全国的に通る言葉でしょうか。

【地域ふれあい課長】

一宮市の独特な言い方です。戦前は連合町内会とっていましたが、いつ頃からか連区になりました。旧一宮市の中心部は小学校単位、いわゆる校下単位で形成しております。戦前は 5 でしたが昭和 34 年頃に新設校ができて 6 になりました。昭和 17 年、昭和 30 年の町村合併により新たに 10 の連区ができましたが昔の町や村が単位になっています。

【委員】

尾西地区と旧一宮市は循環バス、コミュニティバスが走っていますが、木曾川地区にはありません。木曾川、尾西、旧一宮の市内一円に循環バスを走らせるようにしたら、市民の交流ができて活性化につながると思います。合併して一宮市になっても皆さんは大きく変わっていないと思ってみえます。老若男女が利用できるようになれば、一宮市が良くなった、変わったと思われるのではないかと思います。経費については、多少負担があっても良いし、特例債の活用もできると思います。

【地域ふれあい課長】

コミュニティバスのアイバス、循環バスの担当は地域ふれあい課で行っています。

3 月議会におきまして今後の交通施策についての方向性を出さしてもらっていますが、その中で、北方町と木曾川町についても新たに公共の循環バスを走らせる予定をしています。

コース等については、18 年度 1 年間で研究して 19 年度の運行を考えています。予定としましては木曾川図書館、木曾川庁舎、北保健センター、駅、木曾川病院をつなぐ循環バスで、アイバス等への乗り継ぎを考慮しまして起点のエコハウスへの乗入れを考えています。

【委員】

一巡をするのに 2 時間もかかってはバスに乗る意味がなくなります。効率的に乗り継ぎできるようにお願いしたいと思います。

【委員】

コミュニティバスのことは以前から住民が希望していました。一宮市内で福祉の行事があっても関係住民は足がなくて行けないことが多いのです。一番行きたいところは自然を愛する 138 タワーです。循環バスですと一宮市内でも 10 分でいけるところが 30 分以上かかると聞いています。発車地点が木曾川キリオの前ですと便利になると思います。町の中よりも、自然の中で人間らしい喜びが味わえる 138 タワーの行事に行けると良いと思います。循環バスのことよろしくをお願いします。

【委員】

文化会館の建設についてお聞きしたいと思います。

【教育文化部長】

文化会館については、平成 15 年度に基本構想を旧木曾川町により作成しました。合併しまして平成 17 年度の平成 18 年 1 月に基本構想を作成して市長に答申しました。平成 18 年度におきましては基本計画を策定しまして実施設計に移る予定です。土地はまだ未買収ですが、買収できれば建設に取り掛かる予定です。

【委員】

建設の予定は何年頃になりますか。

【教育文化部長】

建設は用地買収がスムーズに行けば、平成 20 年から平成 21 年の予定です。平成 18 年度に基本計画、19 年度に基本設計に移りまして、用地買収につきましては、19 年度に土地収用法の事業認定を受けまして 20 年度には完了する予定です。

【委員】

今まで聞いていまして、合併したメリットがはっきり感じられる施策をとということですが、合併して悪くなったこととして確定申告の会場のことがあります。目に見えた不満がでています。

【木曾川事務所長】

確定申告の木曾川庁舎での相談・受付がありました。短期間での申告の受付等について不満が出ていました。今後については日数を増やす等、改善をするように市民税課長に申出ています。

【委員】

合併によりマイナスになった面ですが、体育関係のことです。体育協会の中で大会を行っていますが、旧木曾川町の体育協会の大会では施設の使用料の減免をしていただき、委託金を受けておりました。しかし合併により一宮市体育協会となりまして、市民大会の位置付けのものは委託金を受け施設も無料で使用できますが、旧木曾川町の大会がすべて市民大会の位置付けになるものではありません。地区大会と位置づけられれば、今まで委託金を受けて使用料も減免であったものが、委託金が 0 になり使用料もかかってしまうということで、非常にマイナス面があり不満が多いのです。旧尾西市もたぶんそうだと思いますが、旧体育協会の大会については使用料の減免をお願いしたいと思います。

【教育文化部長】

この場で即答はできませんので、担当課であるスポーツ課とよく協議していただくということをお願いしたいと思います。

【会長】

次回の地域審議会までに回答できるようにお願いします。

そのほかはよろしいですか。それでは、本日はまちづくり課より大宮主監がお見えですので、新市建設計画の主要施策であります JR 木曾川駅周辺整備事業の進捗状況について説明をお願いしたいと思います。

【まちづくり課・主監】

JR 木曾川駅周辺整備事業の進捗状況についてのお尋ねでございますが、配布致しました資料に基づき、ご説明させていただきます。

まず、現状でございます。皆さん、ご承知のように、JR 木曾川駅は、1 日 7 千人の方々が乗り降りされ、駅が西側しかない為、駅周辺は、特に朝夕のラッシュ時には、北の踏切附近及び駅前で、人と車そして自転車でごった返し、大変危険な交通環境となっております。

この対策のため、国土交通省の補助金を受けて、駅及び周辺の交通環境を快適にするとともに、利便性の向上のため東西駅前広場と自由通路そして駐輪場を整備するものです。

そして、駅舎は橋上化を行い、従来のように危険な踏切を渡ることなく、東西それぞれから駅の利用が出来ます。

東西駅前広場の隣接地には、西口駐輪場、東口駐輪場をそれぞれ整備します。

また、自由通路には、エレベーター 2 基やエスカレーター 2 基を、橋上駅舎にはエレベーター 1 基を設置、更にこれらの施設は段差をなくし、手摺、誘導ブロック等を設置し、バリアフリー化を図り、高齢者や障害者等だれもが安心して快適に移動が出来るようにします。

そして、自由通路と橋上駅舎は、まず外観については、下のイメージ図ですが、これは東口駅前広場より眺望したもので、自由通路本体の北側部分になりますが、ホームを挟んで両側に階段とエスカレーター、エレベーターホールがあります。周辺の環境と調和した機能の充実と維持管理のしやすさを優先したシンプルなデザインとします。

また、自由通路内部についても同様のコンセプトで、右上のイメージ図の如く、こちらは、橋上駅舎の入口附近ですが、幅6メートル、延長約67メートルの明るい自由通路とします。

JR木曾川駅周辺整備事業は、平成16年度に国庫補助事業として採択され、詳細設計、東側駅前広場用地の買収等に着手しました。

工事は、平成17年度秋から始め、全ての工事が完成するのは平成20年度末の予定です。17年度は、約200台駐輪できる西口駐輪場Bの新設整備、児童遊園の歩道拡幅工事、そして西口駅前広場の用地買収も行いました。

来年度から、いよいよ自由通路・橋上駅舎に着手しますが、18年度は線路や電気設備など支障移転工事、基礎工事が主であり、本体工事は19年度となります。

そして、自由通路・橋上駅舎の工事進捗状況により、19年度後半から東口駅前広場(3,100平方メートル)、東口駐輪場(約460台)の整備に着手、20年度には現駅舎と跨線橋を取り壊し、西口駅前広場(1,700平方メートル)、西口駐輪場A(約240台)の整備に着手して、完成を目指します。

以上、簡単に説明させて頂きましたが、工事中は、周辺地域の方々、そしてJRをご利用の皆様方には大変ご迷惑をお掛けすると思いますが、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます、説明を終わります。

**【会長】**

ありがとうございました。ただいまの説明内容について、ご質問があればお願いいたします。

**【委員】**

図面では分かりにくいのですが、橋上駅は通路のどの位置になりますか。

**【まちづくり課・主監】**

現況の跨線橋がありますが、自由通路は跨線橋に沿ってすぐ南側に設置します。西側線路あたりで自由通路の南側に橋上駅ができます。写真がありますが、のこぎり形の屋根が橋上駅舎になります。デザインコンセプトは、のこぎり屋根の機やさんをイメージしています。

**【委員】**

実際に使用できるのは平成20年頃ですか。

**【まちづくり課・主監】**

自由通路、橋上駅は平成19年度末の完成です。自由通路、橋上駅ができましたら状況を勘案して駅前広場等をつくれます。自由通路が使用できるようになりましたら旧駅舎等を壊すこととなります。完成は平成20年度末を予定しています。

## 4 閉会

**【会長】**

ご発言も尽きたようですので、以上をもちまして、案件はすべて終了いたしました。

これで、第2回木曾川地域審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

# 別紙 1 旧 2 市 1 町における町内組織の現況

項目	旧一宮市	尾西地区	木曾川町地区
<b>町内会等の設置状況</b>			
	市内に529の町内会組織と16の連区組織が存在し、各町内会はいずれかの連区に属している	市内に234の町内会組織と51の区組織が存在し、各町内会はいずれかの区に属している	市内に84の町内会組織と10の区組織が存在し、各町内会はいずれかの区に属している
<連区組織>	16連区 代表者名称 = 町会長連区代表者	無し	無し
<区組織>	無し	51区 代表者名称 = 区長	10区 代表者名称 = 区長
<町内会組織>	529町内会 代表者名称 = 町会長	234町内会 代表者名称 = 総代	84町内会 代表者名称 = 町内会長
<b>各組織代表者の役割等</b>			
<連区組織> 町会長連区代表者 (通称 = 連区長)	町会長連区代表者 16名  ・各連区における町会長会の取りまとめ ・市と連区内の各町会長との連絡調整 ・16連区の代表者で「一宮市町会長連区代表者連絡協議会」を構成している  * 町会長連区代表者は、各連区の町会長の中から選出されている (町会長連区代表者も町会長である)	無し	無し
<区組織> 区長	無し	区長 51名  ・実質的に市と住民との窓口的役割を果たしている ・各総代へは必ず区長を経由し依頼伝達される仕組みとなっている  (1)区民の意見取りまとめ (2)防犯、交通 (3)各種募金等 (4)市広報その他連絡事務 (5)一般調査 (6)その他一般必要事項  * 現在のところ、町内会単位で選出される総代と、区単位で選出される区長は別の人が選出されている (区長と総代は兼務していない)	区長 10名  ・区行事に関すること及び町と区内の各町内会長との連絡調整  * 現在のところ、町内会単位で選出される町内会長と、区単位で選出される区長はほとんどの場合兼務していない
<町内会組織> 町会長 (旧一宮市) 総代 (尾西地区) 町内会長 (木曾川町地区)	町会長 529名  ・実質的に市と住民との窓口的役割を果たしている  (1)市広報等の文書の配布 (2)社会福祉事業(募金等)に関すること (3)市政に必要な施策、一般事務及び調査への協力	総代 234名  ・各区長からの依頼伝達に基づき事務を行っている  (1)区長の補佐	町内会長 84名  ・実質的に市と住民との窓口的役割を果たしている  (1)広報等の配布 町政の施策報告、一般事務及び調査への協力

## 別紙 2 旧 2 市 1 町における町内組織・交付金等の比較参照

旧 一 宮 市		尾 西 地 区		木 曽 川 町 地 区	
名 称	単価	名 称	単価	名 称	単価
連区町内会事務研究報償費 ・均等割(町会長1人あたり)	26,000	総代・町内会長事務研究報償費 ・均等割(総代1人あたり)	29,350	総代・町内会長事務研究報償費 ・世帯割(1世帯あたり)	540
町内会事務研究報償費 ・均等割(町会長1人あたり)	27,000	・世帯割(1世帯あたり:概算)	369	区長事務研究報償費 ・世帯割(1世帯あたり)	100
・世帯割 (100世帯を超える1世帯あたり)	100	区長事務研究報償費 ・均等割(区長1人あたり)	98,500	町内会運営交付金 ・世帯割(1世帯あたり)	1,200
町内会事務手数料 ・世帯割(広報配布1部あたり)	380	・世帯割(1世帯あたり:概算)	268		
町内会運営交付金 ・世帯割 (町内会加入1世帯あたり)	270				
連区町内会代表事務研究報償費 ・均等割(連区長1人あたり)	120,000				

# 別紙3 連区各組織と市との関係

## 1 町会長会

各町内会の代表者として町会長を選出。また、連区単位で町会長会を組織し、連区内の効果的な町内会運営と連区内の各種事業を推進している。

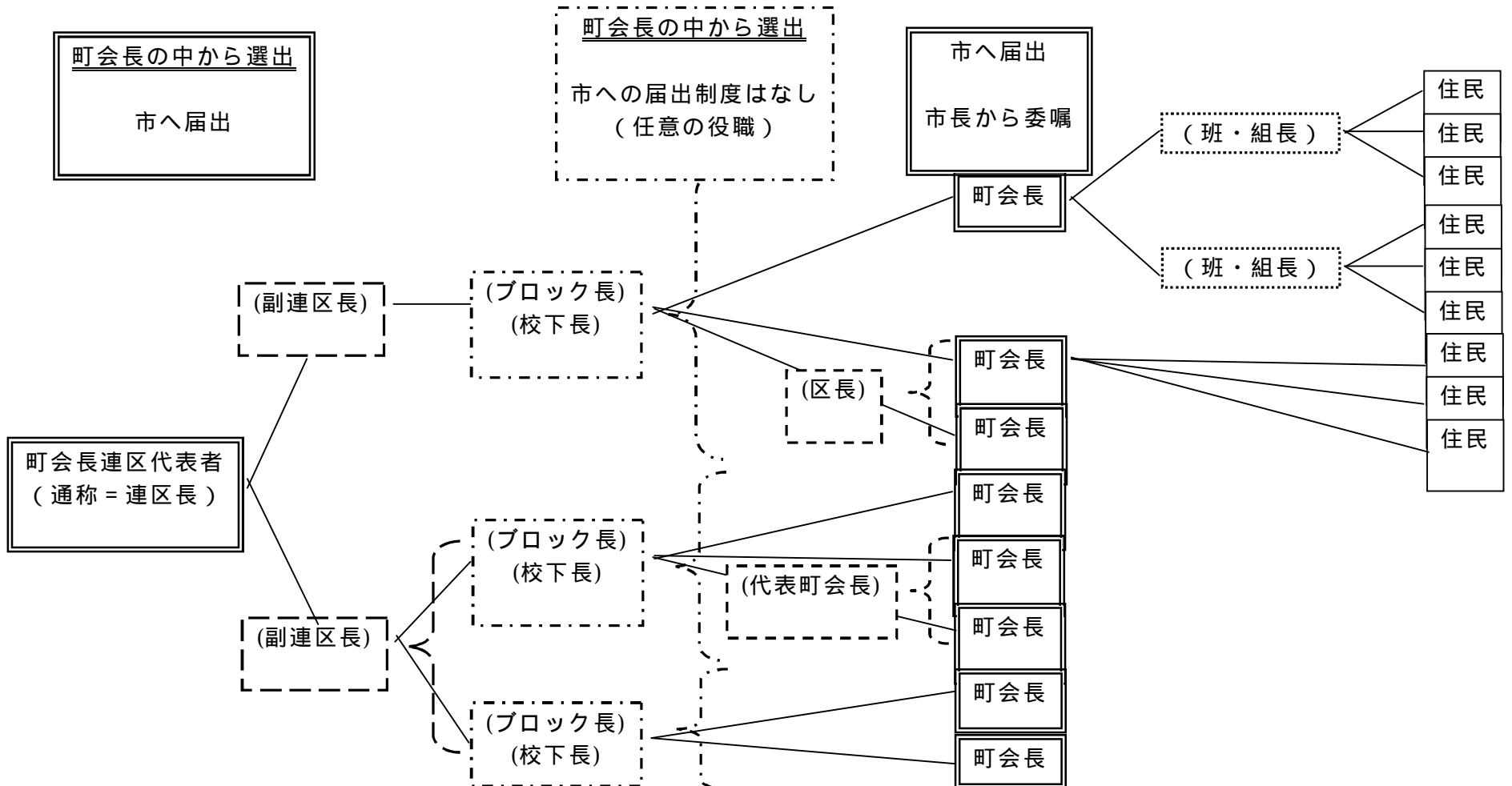
### 【各連区での関係】

#### < 連区組織 >

組織 = 連区町会長会  
 代表者 = 連区町会長代表者（連区長）

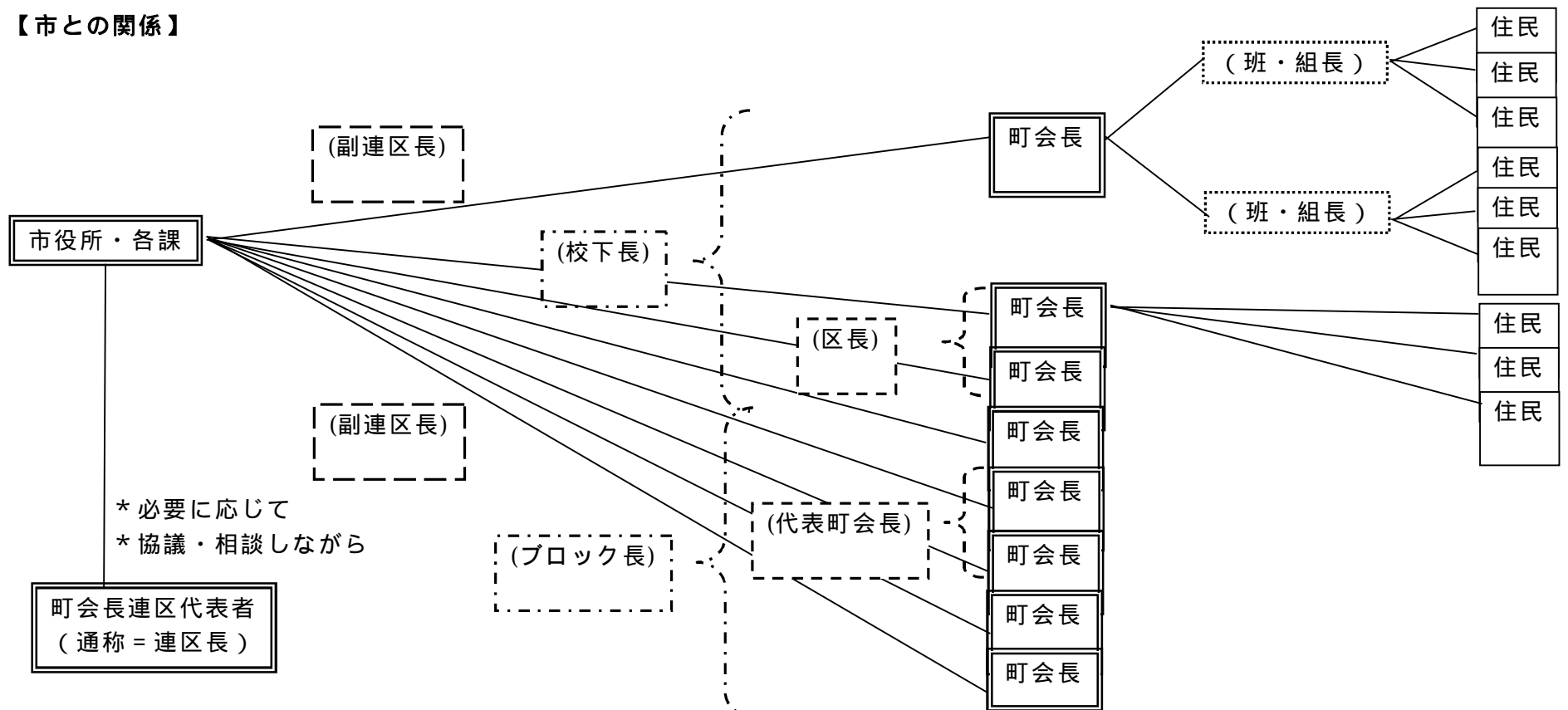
#### < 町内会組織 >

代表者 = 町会長  
 （地域特有の任意組織）



- (1) 町会長連区代表者（連区長）を中心に、連区の町会長会を組織している。一般的には、連区長の下に2～3名の副連区長を配置するほか、会計その他の役職者が選出されていることが多い。  
 また、連区の実情に合わせ、連区内の町内会をいくつかの地区に分けそれぞれの代表としてブロック長や校下長等の役職を設けるなど、独自の組織を構成している連区もある。  
 いずれの場合も、連区長をはじめとする役員を中心に連区町会長会を運営している。（町会長全員を対象とする会議、役員会等を目的に応じて開催している。）
- (2) 連区長をはじめ、各連区独自に設置された副連区長、ブロック長、校下長、代表町会長、区長等はいずれも町会長から選出されている。
- (3) 各町内会には1人ずつの町会長が選出されており個別の団体として活動しているが、集会施設や諸行事の運営等の面において、複数の町内会が共同しているところもある。（複数の町内会の代表者は、区長や代表町会長と呼称されている。）

### 【市との関係】



- (1) 市へ届出が必要となるのは、町会長及び町会長連区代表者（連区長）のみであり、その他の役職等については各連区・町内会が独自に任意で設置しているものである。
- (2) 市長が委嘱を行うのは町会長のみである。（一宮市町会長設置規程による。）
- (3) 市から支払う報償費、事務手数料、交付金の対象となるのは次のとおり。
  - ・連区町会長会 = 連区町会長事務研究報償費（町会長1人あたり26,000円）
  - ・町会長 = 町会長事務研究報償費（町会長1人あたり27,000円 委任状により一括して連区へ1世帯あたり100円の世帯割：100世帯を超える部分のみ）
  - 町内会事務手数料（広報配布1部あたり380円）
  - ・町内会 = 町内会運営交付金（町内会加入1世帯あたり270円）
  - ・連区長 = 連区町内会代表事務研究報償費（連区長1人あたり120,000円 連区長で組織する連絡協議会へ）
  - （各連区や町内会で独自に設置されている副連区長等の役職者に対しては報償費等の支給はない。）
- (4) 市広報や各課からの文書等を配布する場合、回覧等を依頼する場合は、すべて町会長へ依頼する。  
（連区長をはじめとする連区独自の役職者はすべて町会長でもあるため、市から改めて依頼及び通知はしていない。）
- (5) 町内会に対する補助金の申請、届出等はすべて町会長から行う。
- (6) 町会長に依頼や通知をする前に、事案によっては連区長と事前協議や相談等を行う場合もある。

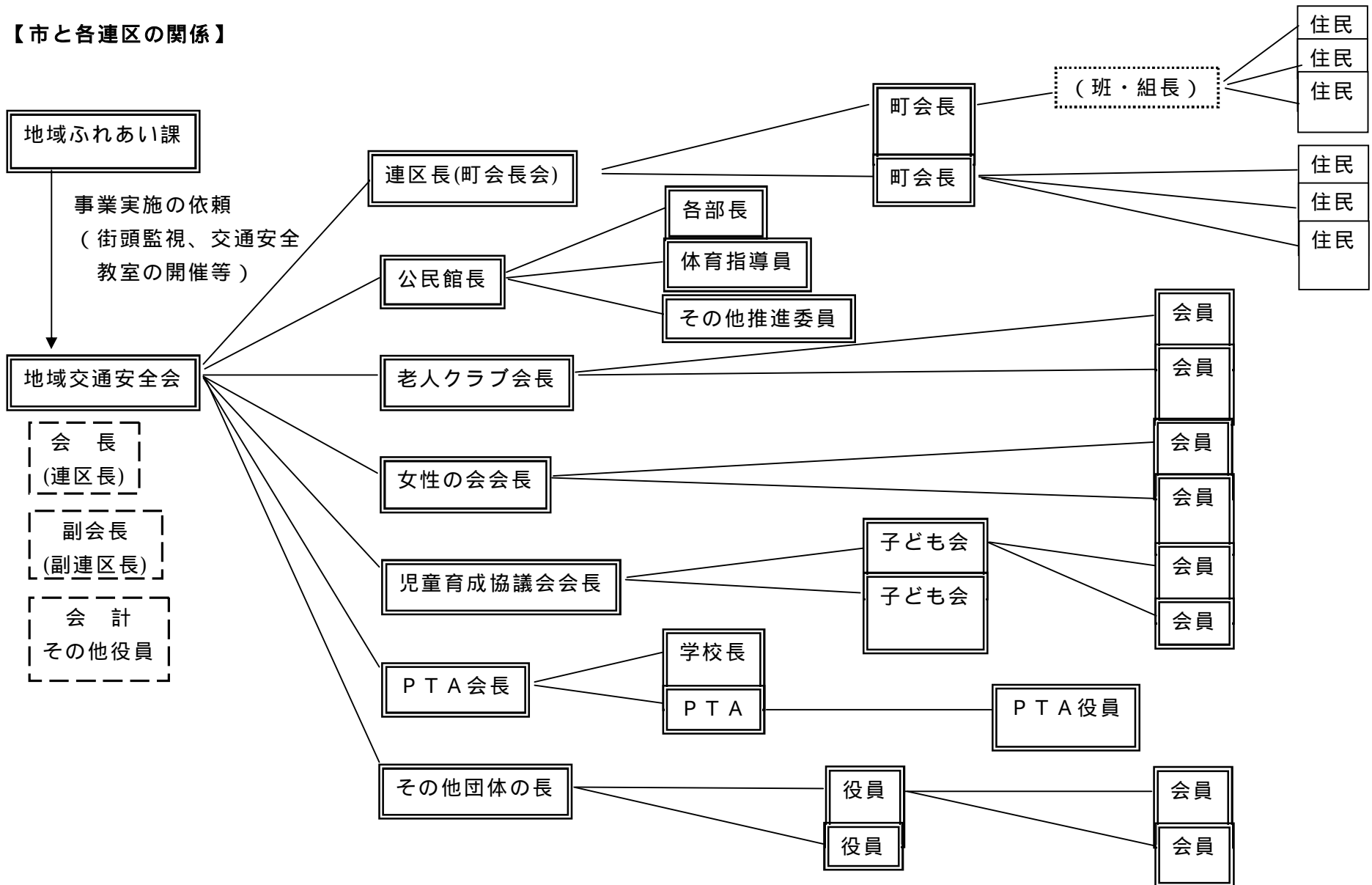
2 その他の団体

地域交通安全会（一般的な組織）

連区単位で地域交通安全会を組織し、交通安全パレードや街頭監視などの交通安全活動を推進している。

町会長、民生委員、老人クラブ、児童育成協議会、PTAなどで組織され、会長、副会長、会計などの役職がある。会長、副会長は、連区長、副連区長が兼務しているケースが多い。

【市と各連区の関係】



- (1) 地域交通安全会はそれぞれの団体の代表者を中心に組織されている。一般的には、会長の下に2～3名の副会長を配置し、会計その他の役職者が選出されていることが多い。  
団体の役員や構成員は連区の実情に合わせ決められているが、様々な団体に協力を依頼する形を取っていることが多い。
  - (2) 市からの依頼や各連区で自主的に取り組む事業を、交通安全会長を中心に実施している。
  - (3) 市の担当課からはすべて交通安全会長を通じて伝えられる。  
団体に対する補助金の申請・届出等はすべて交通安全会長から行う。
- 以下、その他の団体についても概ね地域交通安全会のような組織形態をとっていることが多く、市との関係も同様となっている。

防犯協会各支部

連区単位で一宮市防犯協会の支部を組織し、地域安全や防犯活動を推進している。

各町内会より推薦された防犯委員（町会長を含むケースが多い。）で組織され、支部長、副支部長などの役職がある。支部長、副支部長は、連区長、副連区長が兼務しているケースが多い。



#### 連区公民館

連区単位の地区公民館を管理し、各公民館の自主事業を実施している。

各町内会より推薦された推進委員と、連区長、副連区長、体育指導員、PTA会長、小中学校長などの協力役員で組織され、館長、副館長、青少年教育部長、女性教育部長、体育レクレーション部長などの役職がある。館長は、連区長の推薦により、また、他の役職は推進委員の互選により決定される。

#### 女性の会

地域女性の質の向上と地域活動の推進を目指し、各種事業を実施している。

各町内会の女性の会代表者で組織され、会長、副会長、会計などの役職がある。

#### 学校外活動推進委員会

学校休業日となる土・日曜日等開催する児童・生徒の学校外活動を推進している。

連区長、公民館長、児童育成協議会長、民生児童委員協議会長、老人クラブ連合会長、PTA会長、小中学校長などで組織され、会長、副会長などの役職がある。会長は連区長が兼務しており、副会長は連区により異なっている。

#### 民生委員協議会

連区単位で地区民生委員協議会が組織され、定例会を含め地域福祉の増進のため、独自の活動を実施している。

連区内の民生児童委員で組織され、会長、副会長、会計、監事などの役職がある。

#### 児童育成協議会

連区単位で組織され、単位子ども会を統括するとともに児童育成に関する自主事業活動を実施している。

単位子ども会、PTA会長、民生児童委員協議会、公民館長、体育指導員、小中学校長、児童推進員、連区長・副連区長などで組織され、会長、副会長、各種部長などの役職がある。連区長などは役員になっていない。連区により構成組織に違いがある。

#### 高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会

高齢者が各分野で、その豊かな経験や知識・技能を生かし、健康かつ生きがいを持って充実した生活を送っていただくことを目的とした事業を推進している。

連区長・副連区長、老人クラブ連合会長・副会長、公民館長、児童育成協議会長、民生児童委員協議会長などで組織され、支部長、副支部長などの役職がある。支部長は連区長が兼務しており、副支部長は連区により異なっている。

#### 老人クラブ連合会

連区単位で組織され、単位老人クラブを統括するとともに高齢者の福祉に資する活動を実施している。

連区内の各老人クラブの会長で組織され、会長、副会長、会計、監査の役職がある。(連区によっては、老人クラブ連合会女性部が組織されている。)

#### 資源回収推進協議会

地域におけるリサイクル活動を推進している。

町会長で組織され、会長、副会長、会計などの役職がある。会長は連区長が兼務しており、副会長は副連区長が兼務している。

#### 廃棄物減量等推進委員会

各町内会の廃棄物減量等推進委員を中心に、ごみの減量とリサイクルの推進をしている。

各町内会より推薦された廃棄物減量等推進員(町会長を含むケースが多い。)で組織され、会長、副会長などの役職がある。会長は連区長が兼務しており、副会長は副連区長が兼務している。

#### 社会福祉協議会支会

連区単位に各支会が存在し、支会ごとに社会福祉に関する自主事業活動を実施している。

連区長・副連区長、町会長、民生児童委員、公民館長、児童育成協議会長、女性の会会長、遺族会会長などで組織され、支会長、副支会長、会計、監事、理事などの役職がある。支会長は連区長が兼務しており、副支会長は副連区長などが兼務している。

#### 見守りネットワーク委員会

連区長、副連区長、民生児童委員、町会長、公民館長、女性の会、老人クラブで組織され、委員長、副委員長などの役職がある。委員長は連区長が兼務しており、副委員長は副連区長などが兼務している。

#### 英霊戦災死没者奉賛会(組織が無い連区もある。)

遺族会、町会長会役員で組織され、会長は連区長が兼務している。

#### 自主防災会連絡協議会(組織が無い連区もある。)

自主防災会(概ね町内会単位で組織され、町会長が会長を兼務している。)で組織され、会長は連区長が兼務している。

その他にも、遺族会、一宮市消防団分団、婦人消防クラブ連絡協議会、日本赤十字奉仕団分団、一宮保護区保護司会一宮支部会などの団体がある。